

# 宮崎県が発注する建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領

平成 15 年 8 月 1 日

総務部 財政課

県土整備部管理課・技術企画課

## 第1 趣旨

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法第15条第1項の規定に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨を踏まえ、県が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務（以下「建設関連業務」という。）における入札及び契約の過程に係る苦情処理について定める。

## 第2 対象

- 1 本要領による苦情処理の対象は、次の各号に掲げる建設工事及び建設関連業務（以下「建設工事等」という。）とする。ただし、次項に規定するもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連し、当該行為を秘密にする必要があるものを除く。
  - (1) 県が発注する建設工事のうち、予定価格が250万円以上のもの
  - (2) 県が発注する建設関連業務のうち、予定価格が100万円以上のもの
  - (3) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「資格等要綱」という。）第10条に規定する入札参加資格停止
- 2 予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める額以上の建設工事等に係る苦情処理については、この要領に定めるもののほか、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年6月23日定め）に定めるところによる。

## 第3 一次苦情申立て

- 1 一次苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲  
一次苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 一般競争入札方式  
入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格がない旨の通知を受理した者のうち、入札参加資格がないとされた理由に不服がある者は、当該理由についての説明を求めることができる。
  - (2) 総合評価落札方式  
入札参加資格確認申請書及び技術申請書等を提出し、落札者とならなかった者のうち、落札者の落札決定に不服がある者は、非落札理由についての説明を求めることができる。

### (3) 指名競争入札方式

- ① 当該入札と同一の建設工事等の種類の入札参加資格（資格等要綱第7条第1項の規定により認定された入札参加資格をいう。次号において同じ。）がある者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに不服がある者は、非指名理由についての説明を求めることができる。
- ② 入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格がない旨の通知を受理した者のうち、入札参加資格がないとされた理由に不服がある者は、当該理由についての説明を求めることができる。

### (4) 随意契約方式

当該契約と同一の建設工事等の種類の入札参加資格がある者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に不服がある者は、当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を受けることができる。

### (5) 入札参加資格停止

有資格業者の入札参加資格停止に関する要領（平成16年4月22日定め）による入札参加資格停止の措置を受けた者のうち、当該入札参加資格停止の理由に不服がある者は、当該理由について説明を求めることができる。

## 2 一次苦情の申立ての方法

一次苦情の申立てをしようとする者は、次に掲げる期間内に一次（二次）苦情申立書（別記様式第1号）により、(1)から(4)については契約担当者（知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。）に対して、(5)については知事に対して、それぞれ行うものとする。

- (1) 第3の1の(1)及び(3)の②に掲げる苦情については、入札参加資格確認結果通知書により、入札参加資格がない旨の通知を受理した日の翌日から起算して2日（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までを除く。以下、日数の規定において同じ。）以内とする。
- (2) 第3の1の(2)に掲げる苦情については、落札決定が宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表された日の翌日から起算して5日以内とする。
- (3) 第3の1の(3)の①に掲げる苦情については、指名結果が宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表された日の翌日から起算して5日以内とする。
- (4) 第3の1の(4)に掲げる苦情については、随意契約の相手方が宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表された日の翌日から起算して5日以内とする。
- (5) 第3の1の(5)に掲げる苦情については、当該入札参加資格停止の期間内とする。

## 3 一次苦情の申立てへの回答

苦情の申立てがあった場合は、一次（二次）苦情申立書を受理した日の翌日から起算して、第3の1の(1)及び(3)の②に掲げる苦情については2日以内に、その他の苦情については5日以内に、一次苦情申立てに係る回答書（別記様式第2号）により回答する。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、当該理由及び予定している回答期日を伝えた上で回答期間を延長することができる。

#### 4 一次苦情の申立ての却下

契約担当者は、次に掲げる場合に該当するときは申立てを却下することができるものとし、却下したときは、速やかにその旨を一次苦情申立者に苦情却下通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

- (1) 第3の1に掲げる申立てができる者以外の者から申立てがなされた場合
- (2) 第3の1に掲げる申立てができる範囲以外の事項について申立てがなされた場合
- (3) 第3の2に掲げる申立期間の経過後に申立てがなされた場合
- (4) 苦情の内容が軽微な、又は無意味なものである場合

#### 5 一次苦情の申立てについての教示

契約担当者は、本要領の対象となるものについては一次苦情の申立てができる旨の教示を次により行う。

- (1) 第3の1の(1)及び(3)の②に掲げる苦情については、入札参加資格確認結果通知書により教示する。
- (2) その他の事項については、この要領を宮崎県公共事業情報サービスにおいて掲載することにより教示する。

#### 6 一次苦情処理結果の公表

契約担当者は、一次苦情申立者に回答又は却下の通知を行ったときは一次（二次）苦情処理結果概要（別記様式第4号）を閲覧に供する方法により遅滞なく公表する。

### 第4 二次苦情申立て

#### 1 二次苦情の申立てができる者

第3の3の回答書を受理した一次苦情申立者のうち、当該回答書による説明に不服がある者は、二次苦情の申立てを行うことができる。

#### 2 二次苦情の申立ての方法

二次苦情の申立ては、契約担当者から回答書を受け取った日の翌日から起算して5日以内に一次（二次）苦情申立書（別記様式第1号）により、知事に対して行うものとする。

#### 3 二次苦情の申立ての対応

二次苦情の申立てがあった場合、知事は、速やかに宮崎県入札・契約監視委員会設置要綱（平成15年8月1日定め）により設置される宮崎県入札・契約監視委員会（以下「委員会」という。）に二次苦情処理に係る審査資料（別記様式第5号）を提出し、調査・審議を依頼する。

#### 4 二次苦情の申立てへの回答

知事は、二次苦情申立者に対し、委員会の調査・審議の結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して5日以内に、その結果を二次苦情申立てに係る回答書（別記様式第6号）により回答する。

#### 5 二次苦情の申立ての却下

知事は、次に掲げる場合に該当するときは、申立てを却下することができるものとし、却下したときは、速やかにその旨を一次苦情申立者に苦情却下通知書（別記様式第3号）

により通知しなければならない。

- (1) 一次苦情の申立てを行っていない者から二次苦情の申立てがなされた場合
- (2) 一次苦情の申立てを却下された者から二次苦情の申立てがなされた場合
- (3) 一次苦情の申立ての内容以外の事項について二次苦情の申立てがなされた場合
- (4) 第4の2に掲げる申立期間の経過後に二次苦情の申立てがなされた場合

#### 6 二次苦情申立てについての教示

第3の3の回答書中に、二次苦情処理ができる旨を教示する。

#### 7 二次苦情処理結果の公表

知事は、二次苦情申立者に回答又は却下の通知を行ったときには、一次（二次）苦情処理結果概要（別記様式第4号）を閲覧に供する方法により遅滞なく公表する。

#### 8 二次苦情処理の事務

二次苦情処理の事務は、第3の(1)から(4)に係る苦情にあつては当該建設工事等の事業主管課が、第3の(5)に係る苦情にあつては管理課が行う。

### 第5 公表の方法等

この要領に定める事項の公表は、第3及び第4の苦情申立てのあった日の属する年度の翌年度の3月31日まで行う。

### 第6 その他

苦情の申立ては、入札契約手続の執行を妨げない。

### 第7 適用時期

この要領は、令和3年7月1日から施行する。